

つくばみらい市立コミュニティセンターの管理運営に関する基本協定書（案）

つくばみらい市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、つくばみらい市立コミュニティセンター（以下「本施設」という。）の管理及び運営について、つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第155号。以下「指定手続条例」という。）第9条に基づき、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、つくばみらい市立コミュニティセンター条例（平成18年つくばみらい市条例第119号。以下「センター条例」という。）、つくばみらい市児童館条例（平成25年つくばみらい市条例第37号。以下「児童館条例」という。）及びつくばみらい市立図書館条例（平成18年つくばみらい市条例第118号。以下「図書館条例」という。）の規定により指定管理者に指定された乙が行う本施設の管理及び運営に関する業務（以下「本業務」という。）を適正かつ円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本業務に関して、甲が指定管理者の指定を行うことにより、乙の能力を活用しつつ、地域住民に対するサービスの効果及び効率を向上させ、各施設の特性をふまえた一体的・効率的な管理運営を行い、もって地域福祉の一層の増進を図るものとする。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び本業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理物件）

第5条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設と管理物品の内容は別紙1のとおりとし、甲は乙に無償貸与するものとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第6条 指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（会計区分）

第7条 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、独立した区分経理により、帳簿等に明確に記載するとともに、その処理を厳正に行わなければならない。

（本業務の範囲）

第8条 甲は、センター条例第18条第1項、児童館条例第16条第1項及び図書館条例第9条第1項の規定に基づいた本業務を乙に行わせるものとする。

2 前項に掲げる業務の細目は、つくばみらい市立コミュニティセンター指定管理募集要項

及びつくばみらい市立コミュニティセンター指定管理業務仕様書（以下「募集要項等」という。）、乙が提出した申請書類に定めるとおりとし、定めのない事項については、甲及び乙の協議のうえ定めるものとする。

（本業務の実施）

第9条 乙は、本施設に係る関係法令、指定手続条例、センター条例、児童館条例、図書館条例、本協定及び当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）のほか、募集要項等及び申請書類に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定のほか、募集要項等及び乙が提出した申請書類の間に矛盾又は齟齬がある場合には、本協定、募集要項等、申請書類の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業計画において募集要項等を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

4 第1項の規定に定めのない事項については、甲及び乙の協議のうえ定めるものとする。

（開業準備）

第10条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、本協定締結日から指定開始日までに、甲と協議のうえ本業務に必要な準備を遅滞なく行うものとする。

（第三者による実施）

第11条 乙は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、第三者に本業務の一部を委託し、又は請け負わせる場合は、事前に甲の承認を受けるものとし、第三者と契約等の締結をしたときは、遅滞なく当該契約に係る契約書等の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙が本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（守秘義務）

第12条 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者（以下この項で「従事者」という。）は、本業務の実施によって知り得た情報及び甲の行政事務等で、一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が終了し、若しくは指定を取り消されたとき、又は従事者がその職務を退いた後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第13条 乙は、本業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（文書管理）

第14条 乙は、本業務に関し、甲が貸与し、又は乙が作成し若しくは取得した文書の保管、保存、廃棄その他の文書の管理に関し、つくばみらい市文書管理規程（平成18年つくばみらい市訓令第3号）の規定により処理しなければならない。

(情報の公開)

第15条 乙は、つくばみらい市情報公開条例（平成18年つくばみらい市条例第9号）の趣旨を踏まえ、基本方針や財務状況等について、個人情報保護を保護したうえで、積極的に本業務に係る情報の公開に努めなければならない。

(管理物件の修繕等)

第16条 管理物件が破損し修繕を行う場合については、甲及び乙の協議のうえ実施するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由による場合は、除くものとする。

2 管理物件の修繕は、次のとおり実施する。

- (1) 管理施設の修繕は、甲が自己の費用と責任において実施する。
- (2) 管理備品の修繕は、甲及び乙の協議のうえ実施する。

(財産の管理)

第17条 乙は、指定期間中、別紙1に示す管理物件を常に良好な状態に保つものとする。

- 2 乙は、甲が支払う対価によって乙が取得した備品等については、速やかに備品台帳に登録し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- 3 乙は、本施設に係る財産を本業務運営の目的以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 4 乙は、本施設に係る財産の形状等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 5 乙は、天災地変その他の事故により本施設に係る財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、本業務の実施に必要ななくなった管理物品のうち、毀損品であって補修に過大な費用を要すると認められるものを、甲の承認を得たうえで処分することができる。

(備品等の取得)

第18条 乙は、本業務の実施に必要な備品を取得し、管理物品として本業務実施のために使用することができる。

- 2 管理物品として取得した備品は、甲の所有とする。
- 3 備品等の取得は、年度協定で定める指定管理料のうち備品管理を行うための費用として定める額の範囲内で乙が調達するものとする。

(緊急時の対応)

第19条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等（以下「事故等」という。）の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに適切な応急措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態が発生した旨を直ちに通報し、必要な措置について甲と協議しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(事業計画書等の提出等)

第20条 乙は、毎年度3月10日までに、次年度の事業計画書及び収支予算書（以下この項において「事業計画書等」という。）を甲に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書等について、必要があると認められたときは、乙に対してその変更を指示することができるものとし、乙は合理的な理由がある場合を除いてそれを拒むことはできない。
- 3 乙は、第1項の規定により提出した事業計画書等を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

(業務遂行の記録及び自己評価)

第21条 乙は、本業務の遂行状況について、日報、月報等に記録し、併せて、毎月自己評価を行うものとする。

2 乙は、前項に定める事項を、定期的に甲に報告するものとする。

(定期報告書の提出等)

第22条 乙は、毎月終了後、その実績に係る定期報告書を作成して、翌月20日までに甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の定期報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができるものとする。

(事業実績報告書の提出等)

第23条 乙は、指定手続条例第7条の規定に基づき、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業実績報告書を作成して、甲に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関すること。

(2) 利用料金の収入の実績に関すること。

(3) 管理に係る経費の収支状況に関すること。

(4) その他管理の実態を把握するために甲が必要と認める事項に関すること。

2 乙は、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の取り消された日までの間の事業実績報告書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業実績報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができるものとする。

4 前3項に係る関係書類等の保管期間は、当該事業年度の翌年度から起算して5年間とする。

(モニタリングの実施)

第24条 甲及び乙は、本業務の実施状況を確認するため、モニタリングを実施する。

2 モニタリングの実施における評価の方法及び評価項目等は、甲乙協議の上、別に定める。

(業務の改善指示)

第25条 甲は、前条による確認の結果、乙による本業務の実施が、募集要項等により示した条件を満たしていない場合は、乙に対し本業務の改善を指示することができる。

2 乙は、前項に定める改善の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(利用料金)

第26条 乙は、センター条例第11条の規定に基づき、第6条に定める指定期間内において、利用料金を定めることができる。

2 乙は、前項に定める利用料金を徴収した際は、自らの収入とするものとする。

(利用者アンケート調査)

第27条 乙は、本業務に関する利用者等の意見及び要望を把握するため、自らの責任と費用により、毎年度、利用者等を対象としてアンケート調査を実施するものとする。

2 乙は、前項の調査結果について分析及び評価を行い、その内容を施設内に掲示するとともに、甲にその結果を報告しなければならない。

(運営委員会の設置)

第28条 乙は、社会教育の関係者、地域住民の代表者、児童委員等の地域組織の代表者、学識経験者等からなる運営委員会を設置し、その意見を聞き、本施設の適正な運営を図るものとする。

(指定管理料)

第29条 甲は、原則四半期ごとに、乙に対して指定管理料を支払うものとする。

2 甲が乙に対して支払う指定期間中の指定管理料の上限は〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）とし、各年度の指定管理料は「年度協定」で別に定めるものとする。ただし、児童館及び子育て支援室は、消費税法上、第二種社会福祉事業の非課税取引に該当するため、消費税は課さないものとする。

(指定管理料の変更)

第30条 甲又は乙は、年度途中に年度協定において合意された指定管理料が、賃金水準又は物価水準の著しい変動等により不相当であると認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(損害賠償)

第31条 乙の責めに帰すべき事由により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第32条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第33条 天災（地震、降雪、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、その他甲及び乙の責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）が発生した場合、乙は、早急に対応措置を講じ、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第34条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合、乙はその内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受け取った場合、損害状況等の確認を行ったうえで乙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については、合理性の認められる範囲で甲が負担する。なお、乙が付加した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まれないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用につ

いては、甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務の免除)

第35条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において、本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙と協議のうえ、乙が当該業務を実施できなかったことにより、免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(甲による指定の取消し)

第36条 甲は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項及び指定手続条例第10条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その指定の取消し、又は期間を定めて、本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 業務に際し不正行為があったとき。

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(3) 本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(4) 自らの責めに帰すべき事由により、乙から本協定締結の解除の申出があったとき。

(5) 財務状況の悪化等により、本業務を引き続き行う財政的能力がなくなったと認められるとき。

(6) 刑事事件その他の不祥事により、指定管理者の信用が失墜したと認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙による本業務の実施を継続することが適当でないとして認められるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合、甲はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、甲が損害、損失及び増加費用を被った場合、乙はその賠償の責めを負う。

(指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止における対価の支払)

第37条 甲は、前条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に対して指定管理料が未払いの場合は、乙が本業務を履行した期間に応じて甲が計算する指定管理料を乙に支払うものとする。

2 甲は、前条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に対して既に指定管理料を支払っている場合は、支払った指定管理料から乙が本業務を履行した期間に応じて甲が計算する指定管理料を差し引いた額を乙に返還させるものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第38条 乙は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、甲に対して指定の取消しを申し出ることができる。

(1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由により、乙が損害、損失及び増加費用を被ったとき。

(3) その他、乙が本業務の継続を困難であると判断したとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第39条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって甲又は乙に発生する損害、損失及び増加費用は、第34条第3項又は第4項を準用する。

(引継ぎ)

第40条 乙は、第6条に定める指定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項及び指定手続条例第10条の規定により指定を取り消されたときは、本業務が遅延なく円滑に実施されるよう、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎを行わなければならない。なお、引継ぎ方法、日時等については、別途協議するものとする。

(原状回復義務)

第41条 乙は、第6条に定める指定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項及び指定手続条例第10条の規定により指定を取り消されたときは、管理物件を速やかに原状に回復しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して、管理物件を明け渡すことができるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第42条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(本業務の範囲外の業務)

第43条 乙は、本施設の設置目的を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。

(監査の実施等)

第44条 乙は、法第199条第7項に規定する監査の実施に当たり、つくばみらい市監査委員が必要と認めるとき、又は甲の要求があるときは、本業務に係る出納関連の事務に関する帳簿書類その他の記録を提出し、又は出頭してその調査に協力しなければならない。

2 乙は、甲に対する法第98条第1項に規定する検査又は同条第2項に規定する監査委員による監査のため、甲が必要と認めたときは、甲に対し、本業務に係る出納関連の事務に関する帳簿書類その他の記録を提出し、又は出頭してその調査に協力しなければならない。

(協定の変更)

第45条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲及び乙の協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第46条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲及び乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

(申請の内容の変更等)

第47条 乙は、指定手続条例第3条の規定により提出した申請書、若しくはその添付書類の内容について、変更しようとするとき又は指定を辞退しようとするときは、速やかに甲の承認を受けなければならない。

(重要事項の変更)

第48条 乙は、定款、主たる事務所の所在地及び代表者など、重要事項に変更があったときは、遅延なく、甲に届け出なければならない。

(指示、請求及び通知等の様式その他)

第49条 本協定に定める指示、請求、通知、報告、申出、承認及び解除等（この条において「指示等」という。）は、軽易な事項と認められる場合を除き、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合には、前項の指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲又は乙は、既に行った指示等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、本協定の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(各事業年度における協定)

第50条 本協定の発効により、別に年度協定を締結する。

(裁判管轄)

第51条 本協定に関する紛争は、甲の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 7年 月 日

甲 茨城県つくばみらい市福田195番地

つくばみらい市長 小田川 浩

乙

別紙1 管理物件（第5条、第17条関係）

（1）管理施設

施設名称	所在地
つくばみらい市立 みらい平コミュニティセンター	つくばみらい市紫峰ヶ丘4丁目4番地1
つくばみらい市みらい平児童館	つくばみらい市紫峰ヶ丘4丁目4番地1
つくばみらい市立 図書館みらい平分館	つくばみらい市紫峰ヶ丘4丁目4番地1
つくばみらい市立 谷井田コミュニティセンター （谷井田ふれあい公園を含む）	つくばみらい市谷井田1960番地
つくばみらい市立 板橋コミュニティセンター	つくばみらい市板橋2675番地1
つくばみらい市立 小絹コミュニティセンター	つくばみらい市小絹848番地
つくばみらい市立図書館小絹分館	つくばみらい市小絹848番地

（2）管理物品

備品等

*備品等については、甲が乙に後日、通知します。

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1 乙は、本業務の実施における個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、本業務の実施にあたり知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、本業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、本業務に係る個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、本協定終了後も同様とする。

（厳重な保管及び搬送）

第3 乙は、本業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、本業務の実施における個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の利用等の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。本協定終了後においても、同様とする。

（個人情報の返還又は処分）

第8 乙は、本協定終了時は、本業務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

（措置事項に違反した場合の指定の取り消し等及び損害賠償）

第9 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、第36条に基づき指定の取り消し等及び損害賠償の請求をすることができる。

（その他）

第10 乙は、前第1から第9までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

○年度つくばみらい市立コミュニティセンターの管理運営に関する年度協定書

つくばみらい市（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、令和○年○月○日につくばみらい市立コミュニティセンター（以下「本施設」という。）の管理運営に関して締結した、本施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理及び運営に関する業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定の期間は、令和○年4月1日から令和○年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 令和○年度の業務内容は、令和○年度事業計画書のとおりとする。

（指定管理料）

第4条 令和○年度の指定管理料は、金○○○, ○○○, ○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、児童館及び子育て支援室は、消費税法上、第二種社会福祉事業の非課税取引に該当するため、消費税は課さないものとする。

2 前項の指定管理料の支払いは、次の表に定める期別ごとに、請求期日に従い、請求金額を甲に請求するものとし、甲は、当該支払請求書を受領した日から起算して30日以内に、乙に支払うものとする。

期別	請求期日	請求金額
第1四半期	令和○年 4月末日	○○, ○○○, ○○○円
第2四半期	令和○年 7月末日	○○, ○○○, ○○○円
第3四半期	令和○年 10月末日	○○, ○○○, ○○○円
第4四半期	令和○年 1月末日	○○, ○○○, ○○○円

（指定管理料等の精算）

第5条 指定管理業務を甲が示した水準どおりに確実に実施する中で、経費の節減など乙の努力により生み出された余剰金については、予定されていた事業の中止等による場合を除き、原則として精算による返還を求めないものとする。

2 甲は、乙の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補てんは行わないものとする。

（利用料金）

第6条 本施設の利用料金は、別紙のとおりとする。

(疑義等の決定)

第7条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 ○年 4月 1日

甲 茨城県つくばみらい市福田195番地
つくばみらい市長 小田川 浩

乙